

令和 6 年 3 月 1 5 日

無線設備規則等の一部を改正する省令案
(令和 6 年 3 月 1 5 日 諮問第 3 号)

[地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(近藤課長補佐、服部係長)

電話：03-5253-5783

無線設備規則等の一部を改正する省令案 (地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加)

1 諮問の概要

我が国では、平成12年から衛星デジタルテレビジョン放送、平成15年から地上デジタルテレビジョン放送を開始し、また平成30年から4K8K衛星放送を開始するなど、新たな技術を順次導入していくことで、放送の高度化を実現してきた。

このような中、総務省では、地上デジタルテレビジョン放送における、4K放送や2K放送の周波数利用効率の向上を可能とする新たな放送方式として、高度地上デジタルテレビジョン放送方式（以下、「高度化方式」という。）の技術的条件について、令和元年7月より、情報通信審議会において検討を開始し、令和5年7月に答申を受けた。

本件諮問は、当該答申を踏まえて、高度化放送の実施に必要な技術的条件等について規定の整備を図るため、無線設備規則等の一部改正を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- 高度化方式の無線設備の技術基準に関する規定の整備

【無線設備規則第37条の27の9、別表第1号から第3号まで及び別図第4号の8の8】

【標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第2条、第18条、第23条の2から第24条まで、第58条、第62条及び第85条並びに別表第5号、第7号、第10号、第11号、第13号、第17号、第19号、第20号の2から第20号の21まで及び第69号の2】

- その他規定の整備（地上アナログテレビジョン放送用の無線設備に関する規定の削除等）

【無線設備規則第37条の27の9、第37条の27の10、別図第4号の8の6及び第4号の8の7】

【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第1号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 6 年 1 月 25 日（木）から令和 6 年 2 月 28 日（水）までの期間に実施し、5 件の意見の提出があった。

無線設備規則等の一部を改正する省令案 説明資料

(地上デジタルテレビジョン放送の高度化に係る技術基準の追加)

4K/8Kの概要

- 4K/8Kフォーマットに対応した超高精細度テレビジョン放送(UHDTV※)では、4Kは2Kの4倍、8Kは2Kの16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。
- 地上放送は平成15年12月よりデジタル放送を開始し、平成25年3月に完全デジタル化。
- 衛星放送は平成30年12月より4K8K放送開始。

	解像度	画面サイズ(例)	国内での実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $\left(\begin{array}{l} 1,920 \times 1,080 \\ = 2,073,600 \end{array} \right)$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	地上放送 (平成15年に放送開始) 衛星放送 (平成12年に放送開始)
4K	<p>2Kの4倍</p>  <p>約800万画素 $\left(\begin{array}{l} 3,840 \times 2,160 \\ = 8,294,400 \end{array} \right)$ 約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	衛星放送 (平成30年に放送開始)
8K	<p>2Kの16倍</p>  <p>約3,300万画素 $\left(\begin{array}{l} 7,680 \times 4,320 \\ = 33,177,600 \end{array} \right)$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	衛星放送 (平成30年に放送開始)

海外における地上デジタルテレビジョン放送の高度化

- 近年、次世代の地上デジタルテレビジョン放送方式が複数規格化されるとともに、次世代方式への移行を進める国が見られるようになってきている。具体的には、米国を中心とする「ATSC3.0」、欧州を中心とする「DVB-T2」、中国を中心とする「DTMB-A」が上げられる。
- また、映像符号化技術の進展に伴い、より圧縮性能が高い方式が国際標準化されている。

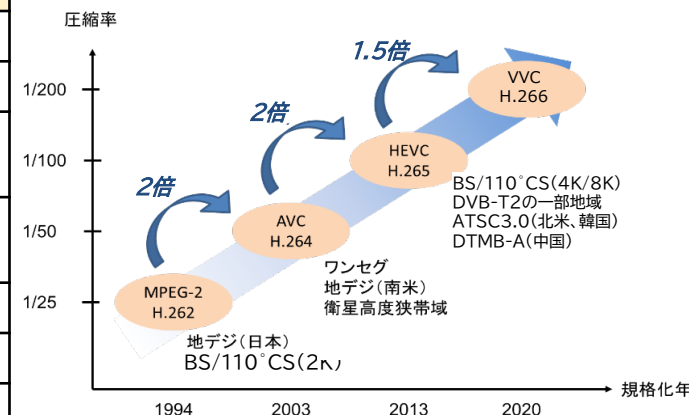
諸外国の移行状況

国	取組概要
米国	2018年1月に、ATSC3.0を承認。ATSC3.0による放送は拡大しており、2023年1月時点では、133局がATSC3.0免許の申請中・承認済。
欧州	2016年半ばからドイツがDVB-TからDVB-T2への移行を開始し、2017年3月にHD本放送へ移行。イタリア及びポーランドは、2023年3月時点でDVB-T2を用いてUHD放送を実施。
韓国	2016年6月に次世代規格はATSC3.0に決定。2027年までに地上波4K放送の全国展開をほぼ達成(98%)する計画。
中国	2019年3月に、中国工業情報化部・国家ラジオテレビ総局・中央ラジオテレビが共同で発表した「超高精細映像産業発展行動計画(2019~2022年)」では、4K・8K関連の産業振興を進める計画が示される。

伝送路符号化方式のパラメータ比較

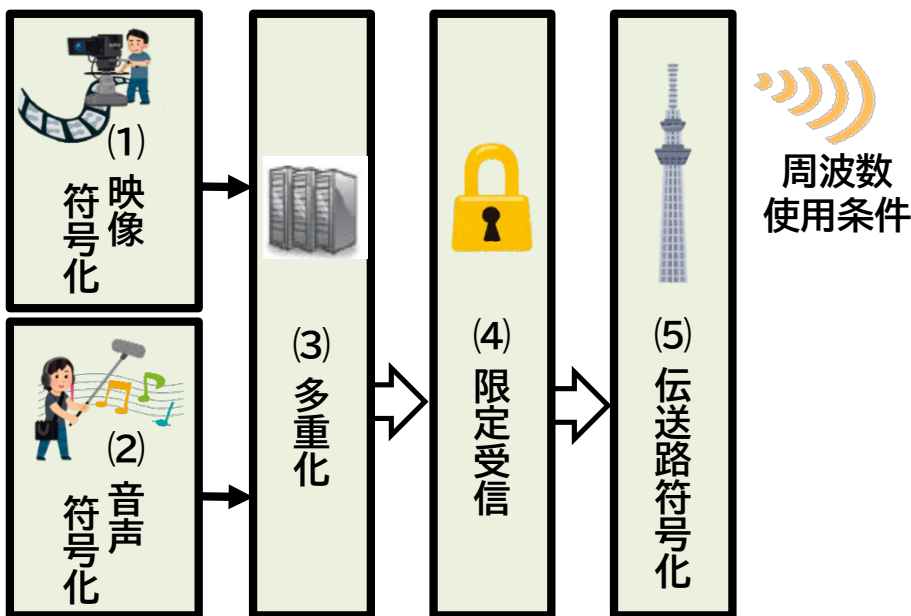
方式	ATSC3.0(北米、韓国等)	DVB-T2(欧州)	DTMB-A(中国)
基本信号構造	LDM、FDM、TDM	TDM	FDM
誤り訂正符号	LDPC+BCH	LDPC+BCH	LDPC+BCH
変調方式	QPSK(均一)、16QAM~4096QAM(不均一)	QPSK~256QAM(均一)	QPSK、16~256APSK
LDPC符号化率	{2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13}/15	1/2、3/5、2/3、3/4、4/5、5/6	1/2、2/3、5/6
帯域幅	6、7、8MHz	1.7、5、6、7、8、10MHz	6、7、8MHz
多重化方式	IP方式	TS方式	IP方式
FFTサイズ	8、16、32K	1、2、4、8、16、32K	4、8、32K

映像符号化方式の進展



- 我が国では、平成12年から衛星デジタルテレビジョン放送、平成15年から地上デジタルテレビジョン放送を開始し、また平成30年には4K8K衛星放送を開始するなど、新たな技術を順次導入していくことで、放送の高度化を実現してきた。
- このような中、総務省では、地上デジタルテレビジョン放送における、4K放送や2K放送の周波数利用効率の向上を可能とする新たな放送方式として、高度地上デジタルテレビジョン放送方式(以下、「高度化方式」という。)の技術的条件について検討を行った。検討の結果、令和5年7月に情報通信審議会から高度化方式に係る技術的条件について答申を受けた。
- 当該情報通信審議会答申を踏まえて、地上デジタルテレビジョン放送の高度化に向けた技術基準の追加を行うため、無線設備規則等の一部改正を行うもの。

改正の対象となる技術的要素



各技術的要素の改正の概要

- (1) 映像符号化方式として、最新のVVCを採用
現行地デジの映像符号化方式に比べて、情報量を約1/6に圧縮可能
- (2) 音声符号化方式として、MPEG-H 3D Audio / AC-4を採用
最新の音声符号化方式を採用し、高音質化を実現。視聴者の好みにカスタマイズできるオブジェクトベース音響にも対応
- (3) 多重化方式として、MMT / TLVを採用
放送・通信連携サービスを実現できるIP方式に対応
- (4) 限定受信のスクランブル方式の暗号アルゴリズムとして、AES / Camelliaを採用
現行地デジと比較して、より強力な暗号アルゴリズムを選択可能
- (5) 伝送路符号化方式として、地上放送高度化方式 / 階層分割多重方式・次世代方式を採用
現行地デジより多値化した変調方式に対応し、強力な誤り訂正を行えるLDPC符号を採用することで、伝送できる情報量を拡大(NUC2 56QAM、地デジに比べ約1.7倍の情報量を伝送可能)

伝送路符号化方式について

① 地上放送高度化方式

変調方式の改善や、ガードバンドの削減により利用可能な帯域幅を増加させる等により、伝送容量を約1.7倍に向上。

現行方式(ISDB-T)

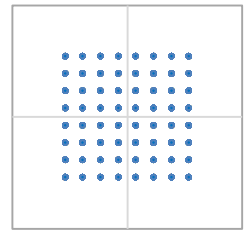
変調方式:
均一コンスタレーション (64QAM)
誤り訂正符号:
畳み込み符号(3/4)
RS符号
帯域幅:
5.57MHz
伝送容量:18.25Mbps
1つのチャンネルで伝送できる
HD放送の番組数:1

トータルで
約1.7倍

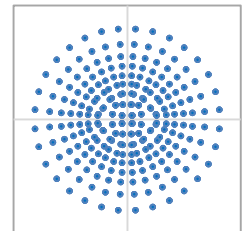
地上放送高度化方式

変調方式:
不均一コンスタレーション (NUC 256QAM)
誤り訂正符号:
LDPC符号(12/16)
BCH符号
帯域幅:
5.83MHz
伝送容量:30.61Mbps
1つのチャンネルで伝送できる
4K放送の番組数:1~2

変調方式

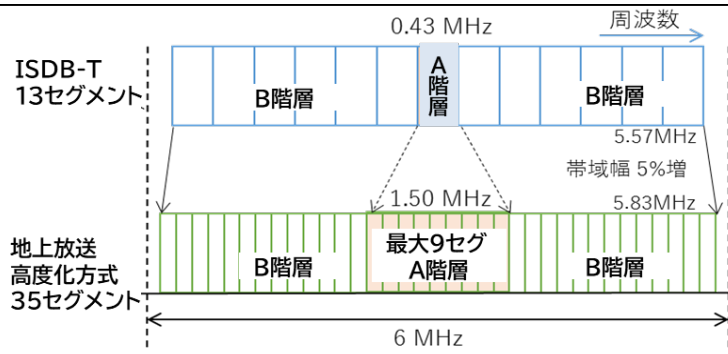


ISDB-T(64QAM)



地上放送高度化方式 (NUC 256QAM)

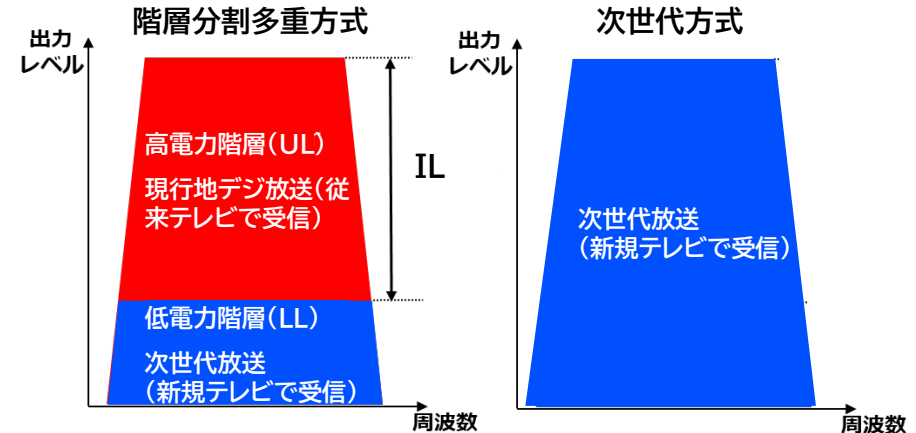
帯域幅



② 階層分割多重方式・次世代方式

同一チャンネルにレベル差のある現行地デジと次世代放送の信号を重ねて送信し、受信側で各々を取り出す方式。

現行地デジ終了後、次世代放送のみを伝送する次世代方式に移行。



注)UL:Upper Layer(高電力階層)、LL:Lower Layer(低電力階層)
IL(Injection Level):LLの入力レベル

現行方式(ISDB-T)

1つのチャンネルで伝送できる
HD放送の番組数:1

伝送容量:
18.25 Mbps
MPEG-2で圧縮したHD放送の映像
ビットレート:
14Mbps

階層分割多重方式

1つのチャンネルで伝送できる
HD放送の番組数:2

伝送容量:(=LL+UL)
16.22 Mbps+2.17 Mbps
MPEG-2で圧縮したHD放送の映像
ビットレート:
12.5Mbps
VVCで圧縮したHD放送の映像
ビットレート:
1.5Mbps

次世代方式

1つのチャンネルで伝送できる
4K放送の番組数:1

伝送容量:
24.10 Mbps
VVCで圧縮した4K放送の映像ビット
レート:
約15~22Mbps

注:上記の想定サービスイメージ例では、送受信条件を現行地デジ方式とそろえた(放送サービスエリアが等しい)場合に達成できるデータレートを検討

各省令案の概要

○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号) (以下、「標準方式」という。)

高度化方式に係る伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式、音声符号化方式及び限定受信等の技術基準を3章の2及び3章の3として整備。また、各方式の詳細な規定は告示で整備。

第3章の2 地上放送高度化方式に係る以下の規定

- 用語の定義【第2条※1、第23条の4】
- 多重化【第23条の6】
- 映像符号化【第23条の15・16】
- 音声符号化【第23条の17・18】
- 限定受信【第23条の19】
- 伝送路符号化【第23条の7～14】

- 第3章の2・第3章の3の規定に係る別表

第3章の3 階層分割多重方式・次世代方式に係る以下の規定

第1節 次世代方式に係る以下の規定

- 伝送路符号化【第23条の22・23】
- 映像符号化等の技術基準を準用【第23条の24】

第2節 階層分割多重方式に係る以下の規定

- 多重化【第23条の26】
- 伝送路符号化【第23条の27～29】
- 映像符号化等の技術基準を準用【第24条】

※1 第1章に含まれる条文である。また、第3章の3に係る用語の定義を含む。

○無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)

標準方式に定める高度化方式の周波数使用条件に関する技術基準等を整備。

周波数使用条件に関する技術基準

- 適用の範囲【第37条の27の9】
- 周波数の許容偏差【別表第1号】
- 占有周波数帯幅の許容偏差【別表第2号】
- スプリアス発射又は不要発射の強度の許容偏差【別表第3号】
- 変調波スペクトルの許容範囲【別表第4号の8の8】

その他

- 既に放送が終了したアナログテレビジョン放送用の規定を削除
- それに伴う項ズレ修正※2

※2 項ズレに伴う「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)」のハネ改正を含む。

技術基準の概要

【参考】

	現行地デジ	高度地上デジタルテレビジョン放送方式 (<u>現行地デジとの差分は赤下線</u>)		【参考】 衛星4K・8K(衛星基幹放送)
		地上放送高度化方式	階層分割多重方式(LLのみ) ※1 / 次世代方式	
使用周波数帯		470~710MHz		11.7~12.2GHz(BS)、12.2~12.75GHz(CS)
占有周波数帯幅	5.7MHz	<u>5.85MHz</u>	5.7MHz	34.5MHz
変調方式	QPSK, 16QAM, 64QAM	QPSK, 16QAM, 64QAM, <u>256QAM, 1024QAM, 4096QAM, 16QAM-NUC※2, 64QAM-NUC, 256QAM-NUC, 1024QAM-NUC, 4096QAM-NUC</u>		$\pi/2$ シフトBPSK, QPSK, 8PSK, 16APSK
誤り訂正方式	畳込み符号(内符号) + リードソロモン符号(外符号) (畳込み符号の符号化率は1/2, 2/3, 3/4, 5/6, 7/8の5通り)	<u>LDPC符号(内符号) + BCH符号(外符号)</u> (LDPC符号の符号化率は2/16~14/16まで13通り)		LDPC符号(内符号) + BCH符号(外符号) (LDPC符号の符号化率は1/3, 2/5, 1/2, 3/5, 2/3, 3/4, 7/9, 4/5, 5/6, 7/8, 8/10まで11通り)
多重化方式	MPEG-2 TS	<u>MMT・TLV</u>		MPEG-2 TS, MMT・TLV
映像符号化方式	H.262 MPEG-2	<u>H.266 VVC</u>		H.265 HEVC
音声符号化方式	MPEG-2 AAC (最大入力音声チャンネル数は5.1)	<u>MPEG-H 3D Audio, AC-4</u> (最大入力音声チャンネル数は56)		MPEG-4 AAC, MPEG-4 ALS (最大入力音声チャンネル数は22.2)
映像入力フォーマット	480/I, 480/P [SD] 720/P, 1080/I [HD]	<u>1080/P [HD] 2160/P, 4320/P [UHD]</u>		1080/I, 1080/P [HD] 2160/P, 4320/P [UHD]
スクランブル方式	MULTI2	<u>AES, Camellia</u>		AES, Camellia

※1 階層分割多重方式(ULのみ)は現行地デジと同じ方式とする。

※2 NUC(Non-Uniform Constellation):不均一コンスタレーション

各省令・告示案で定める技術基準一覧表

【参考】

改正・制定する省令・告示案	省令		告示					
	無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (平成23年総務省令第87号)	関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット、ULEパケット、MMTPパケット、圧縮IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子及び緊急警報放送メッセージの構成を定める件 (平成26年総務省告示233号)	映像信号のうちPESパケット、同期パケット及びMMTPパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケット、同期パケット及びMMTPパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件 (平成26年総務省告示234号)	スクランブルの方式を定める件 (平成26年総務省告示第235号)	TMCCシンボル及びACシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件 (平成23年総務省告示第303号)	TMCC情報の構成を定める件 (平成23年総務省告示第304号)	フレーム同期信号の構成、Lchシンボルの配置、キャリア変調マッピング、時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成並びにTMCC情報の構成を定める件 (新規告示)
技術的条件								
映像符号化		○		○				
音声符号化		○		○				
多重化		○	○					
限定受信		○			○			
伝送路符号化		○				○	○	○
周波数使用条件	○	○						

「無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案等の制定・改正案に係る意見募集」に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和6年1月25日(木)～同年2月28日(水)

■意見提出件数：5件（個人4者、法人等1者）※意見提出件数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

意見 No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1	個人	平成26年総務省告示233号について	別紙3について ・1/9頁の4行目等の傍線は何を意味するのか？ ・5/9頁の改正前欄の「新設」は「加える」のほうがよい。2/9頁の例と同様に。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の傍線は誤記のため、当該傍線を削除いたします。 ご指摘の改正前欄は、法令関係規定では、従来より「新設」と記載しているものです。 	有
2	個人	全般	<p>本当に放送事業の振興が必要でしょうか？ 盗人に追い銭どころか間接的に一人の人間を自殺に追い込む犯罪産業に国税の投入して無意味に2160pもの解像度だけ拡大し有限の電波資源を浪費する事自体許される行為でしょうか？</p> <p>日本テレビ放送網はTV高度化の旗振り役であり、総務省(旧郵政省)へ便宜(天下り等)を図る利権側であるのは周知の事実です。</p> <p>漫画家の芦原妃名子さん、栃木県内で死去、自殺か 「セクシー田中さん」原作者 ドラマ化でトラブルも https://www.sankei.com/article/20240129-YK5I2WVZA5KRVAMXRJ5I5MJGVA/</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正案は、情報通信審議会から受けた「放送システムに関する技術的条件」に係る答申に基づき、関係規定を整備するものです。 	無
3	個人	全般	<p>地上波テレビ放送の高精細度化にあたっては、現行のISDB方式との後方互換性を確保することを必須とすべきである。</p> <p>なぜならば、地デジ化にあたっては、字幕放送の標準装備化、電子番組表やデータ放送の機能追加、放送用帯域圧縮による携帯電話への電波追加割り当てなど、国民にも画質向上以外のメリットがあったので、テレビを買い替えることも理解できたが、今回の高精細度化は、画質が向上するだけなので、後方互換性がないと、テレビの買い替えを余儀なくされることになり、テレビの廃棄に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正案は、情報通信審議会から受けた「放送システムに関する技術的条件」に係る答申に基づき、関係規定を整備するものです。 	無

			<p>よる環境への悪影響、経済的に困窮している世帯がテレビを見ることができなくなる、経済的に余裕がある家庭でも費用負担を嫌ってテレビ離れをするといった弊害が生じるからである。</p> <p>後方互換性を確保しない形で進めるなら、地上波テレビ放送の高精細度化には反対する。</p>		
4	日本電気株式会社	全般	<p>我が国の地上デジタルテレビジョン放送は、2003年に開発・実用化されたものです。この放送方式は、映像符号化方式にMPEG-2 Video、変調方式に64QAM-OFDM、誤り訂正にリード・ソロモン符号と畳み込み符号を採用するなど、20年以上も古い技術を利用しており、現在では周波数利用効率の極めて低い放送方式となっています。その後、開発・実用化された欧州のDVB-T2方式や米国のATSC3.0方式では、より周波数利用効率の高い技術が採用され、すでに実用化されています。関係者の多大な努力により策定された我が国の高度地上放送方式には、最新の映像符号化方式であるVVCが採用され、変調方式に1024QAM-OFDM、誤り訂正方式にLDPC符号とBCH符号が採用されるなど、周波数利用効率の極めて高いものとなっています。この方式は現在ブラジルの次世代地上放送に提案されているとも聞いております。インターネットとの親和性も高く、放送通信融合サービスの実現がより容易になり、4K8K衛星放送との互換性も高い方式となっていますので、省令案等の制定・改正に賛成します。</p> <p>放送機器メーカーとしても、VVC等の開発実用化に寄与することで、周波数利用効率の更なる向上に貢献したいと考えております。今回制定される方式による高度地上放送の早期実用化が、我が国の国民の公共の福祉の増進に資することを祈念しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正案に対する賛同意見として承ります。 	無
5	個人	省令案のうち標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式について	<p>送信の標準方式の方しか見てませんが、まずPN符号の生成多項式が間違っています</p> <p>定義なく使ってる単語もたくさんありますがこれはいいのですか？伝送耐性とかフレーム同期シンボルなど</p> <p>逆に階層とかレベル調整とか、定義が何度も出てきて変だと思いますが適用が適応になってるところもあります</p> <p>変なところに空白があったり、全角半角や色んなフォントが混じってたり、ハイフンなんか違う記号が混ざったり抜けてたりします</p> <p>定数もわざわざ記号で書く意味あるのですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の PN 符号の生成多項式を含め、本改正案は、情報通信審議会から受けた「放送システムに関する技術的条件」に係る答申に基づき、関係規定を整備するものです。 全角半角、フォント等の記載の形式については、ご指摘を踏まえて修正いたします。 	有

注：その他、改正案と無関係と判断されるものが1件ありました。

令和6年3月15日

日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請
(令和6年3月15日 諮問第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、堂上係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請

1 諮問の概要

放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づく日本放送協会（以下「協会」という。）に対する令和6年度の国際放送等（※）の実施要請を行うにあたり、第177条第1項第2号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

（※）法第2条第5号の「国際放送」及び法第2条第9号の「協会衛星国際放送」をいう。

2 国際放送等実施要請の目的

協会に国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

3 国際放送等実施要請の概要

（1）総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

○放送法

（国際放送の実施の要請等）

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 （略）

（国際放送等の費用負担）

第67条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行わなければならない。

(2) 令和6年度要請内容

別添1「ラジオ国際放送・テレビ国際放送の実施要請書の比較表」のとおり。

(3) 令和6年度国際放送交付金の額（予定）

法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上している。

令和6年度は、総額 約35.9億円（内訳 ラジオ国際放送：約9.6億円、テレビ国際放送：約26.3億円）。

(4) 国際放送等の概要

別添2「ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要」のとおり。

4 要請日

令和6年4月1日（月）

5 これまでの取組

- (1) ラジオ国際放送は昭和26年度以降、また、テレビ国際放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) 協会は、現在、法第20条第1項第4号及び第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

(別添 1)

3

令和6年度(案)

令和5年度

放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

2 放送区域

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。

(6) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。

(7) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。

(7) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。

(8) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

(8) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

(9) この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。

4 国の費用負担等

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

テレビ国際放送の実施要請書の比較表

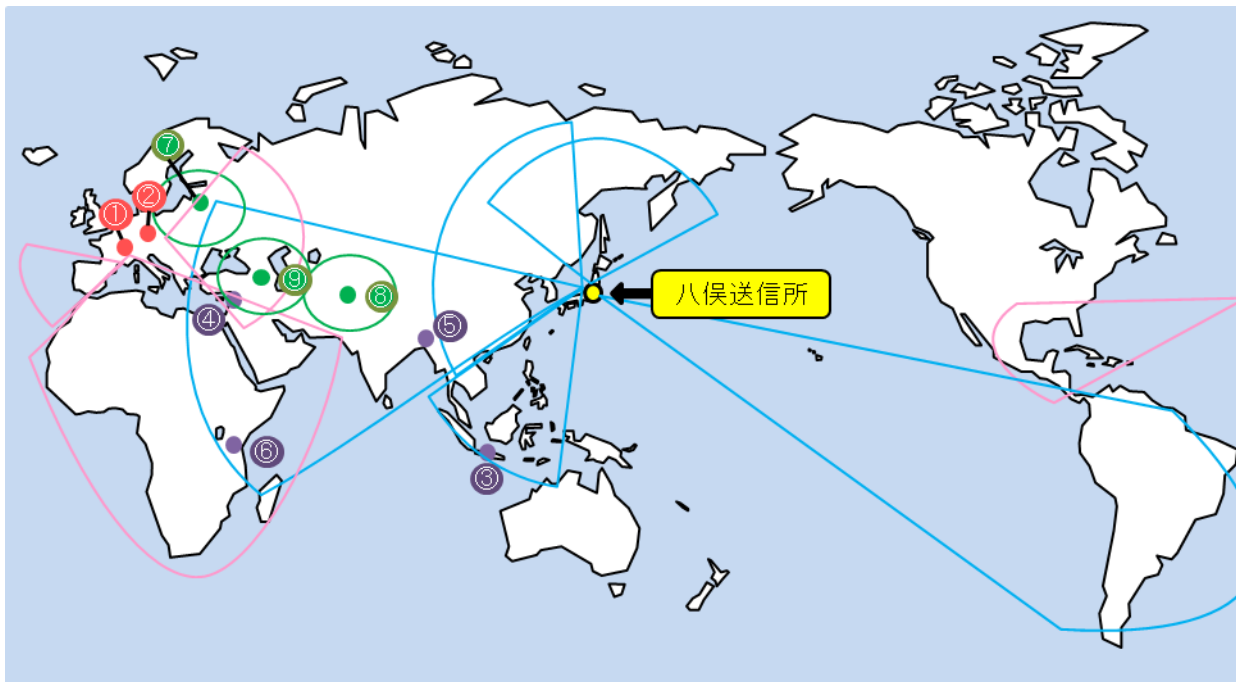
令和6年度（案）	令和5年度
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>
<p>1 放送事項</p> <p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p> <p>2 放送区域</p> <p>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</p> <p>(4) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。</p> <p>(5) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</p> <p>(6) インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p><u>(8) この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。</u></p> <p>4 国の費用負担等</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p>	<p>1 放送事項</p> <p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p> <p>2 放送区域</p> <p>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</p> <p>(4) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。</p> <p>(5) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</p> <p>(6) インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p>4 国の費用負担等</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p>
<p>(8) この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。</p>	

ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要

(別添2)

○ ラジオ国際放送の概要

- (1) 放送時間 1日延べ76.0時間程度(令和6年度計画値)
- (2) 放送区域 15区域
(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮半島、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
(日本語、英語、中国語、朝鮮語(ハングル)、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ベンガル語、ヒンディー語、ウルドゥー語、フランス語、ペルシャ語、アラビア語、スワヒリ語、スペイン語、ポルトガル語、)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局9か所、衛星放送



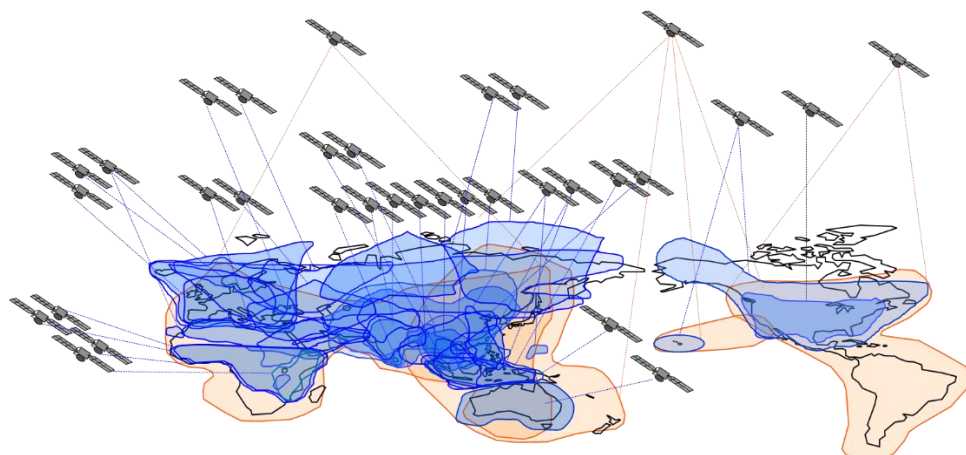
短波	① フランス中継局
	② ドイツ中継局
FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	⑤ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑥ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
中波	⑦ リトアニア中継局
	⑧ タジキスタン中継局
	⑨ アルメニア中継局

(令和5年12月末現在)

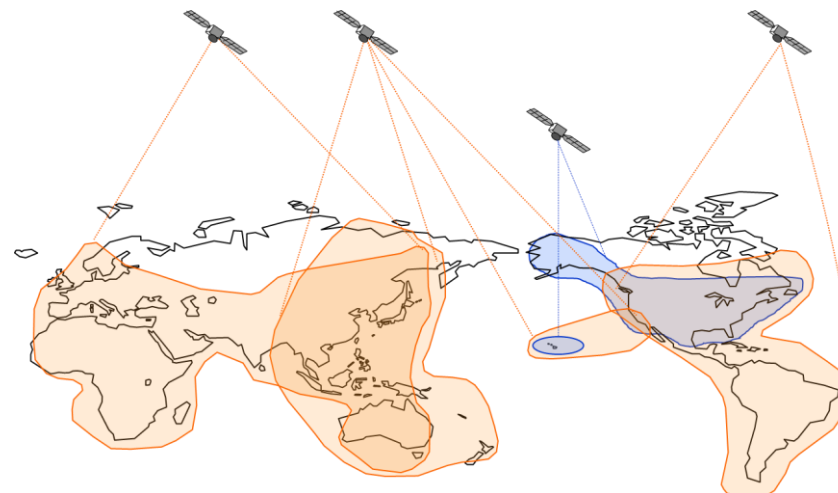
○ テレビ国際放送の概要


- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）（令和6年度計画値）
邦人向け：1日5時間程度（令和6年度計画値）
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星にて世界全域で受信可能
地域衛星にて、北米、欧州、中東、アジア及び大洋州で受信可能
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星にて世界全域で受信可能
地域衛星にて、北米で受信可能
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 34基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能


<外国人向け>



<邦人向け>



 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

 それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

(令和5年12月末現在)

4. 国際放送の在り方

(3) 財源の在り方

国際放送の実施に必要な財源は、国民全体の利益に資するものであるという考え方の下、基本的に受信料によって賄われている。ただし、国際放送のうち株式会社日本国際放送の独自放送枠については、NHKの放送枠とは異なり、一部に広告料収入が充てられている。

国際放送は、二元体制の下で発展してきた国内放送とは異なる状況にあり、NHKの事業規模の縮小が見込まれる中でも、引き続き重要な役割を担う必要があることから、NHKの放送枠についても、民間放送事業者も含めたプラットフォームとしての事業に充てるものとして、広告収入を得ていくことについて検討すべきである。ただし、国際放送として具体的にどのような放送番組が広告料収入を得るべきものとして相応しいかといった詳細なスキーム等については、民間放送事業者等の関係者の意見を聴きつつ検討が必要である。

また、国が負担する要請放送に要する費用については、交付金としてNHKに交付され、受信料財源と一体的に放送番組の制作・放送等に使用されている。国の予算の使途の透明性確保等の観点から、例えば、放送枠を国が購入して放送番組の単位で区別することも考えられるが、要請放送の実施に当たってはNHKの放送番組の編集の自由への配慮義務が放送法に規定されていることを踏まえるほか、放送番組の企画・制作を放送事業者ではない国が担うことは困難と考えられること、要請放送の放送事項とNHKの国際放送の内容は密接に関連している部分が多く、ひとつの放送番組として一体的に表現する現在の構成の方がより高い効果が見込まれること等から、こうした現在の放送番組の構成は維持することを前提とした上で、要請放送の交付金の使途の透明性確保に向けてどのような方法が考えられるか総務省及びNHKにおいて検討すべきである。